

賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約）

- 1 賃貸借物件 業務用自動車（物件明細は別紙）
- 2 賃貸借期間 令和 7 年 11 月 1 日 から
令和 12 年 10 月 31 日 まで（60 か月）
- 3 賃借料 ¥ -
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥ -

【年度別内訳】

令和 7 年度	月額¥	- × 5 月 = 年額¥	-
令和 8 年度	月額¥	- × 12 月 = 年額¥	-
令和 9 年度	月額¥	- × 12 月 = 年額¥	-
令和 10 年度	月額¥	- × 12 月 = 年額¥	-
令和 11 年度	月額¥	- × 12 月 = 年額¥	-
令和 12 年度	月額¥	- × 7 月 = 年額¥	-

- 4 契約保証金 上記賃借料を賃貸借期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上を徴する（沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は免除する）

上記物件の賃貸借について、賃借人（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）は、次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従ってこれを誠実に履行するものとする。
本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

（甲）賃借人 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目 12 番 1 号
沖縄県下水道事務所長 宮里 政規

（乙）賃貸人 住所
商号
氏名

（契約の目的）

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、頭書及び別表に記載の賃貸借物件（以下「物件」という。）を甲が常時正常な状態で稼働し得るように保守し、甲の使用に供するものとし、甲は、これに対し、頭書記載の賃借料（以下「賃借料」という。）を支払うものとする。

（物件の引渡）

第2条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続きを完了し、頭書記載の賃貸借期間の開始する日までに、物件を指定された引渡場所に納入しなければならない。

2 乙は、前項の納入が完了したときは、甲の立会いのもと、仕様書の内容に適合しているか確認を行った上で引渡しを行うものとする。

3 前項の規定により引渡しを行った後において、仕様書の内容に適合しないものが見つかった場合は、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

4 乙は、賃貸借期間の開始する日までに物件を納入できない場合は、甲に対し物件と同等の代車を提供しなければならない。

（物件の使用管理）

第3条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 甲は、事前に書面により乙の承認を得た場合を除き、物件を譲渡し又は転貸してはならない。

（賃貸借期間）

第4条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）の規定に基づく長期継続契約であり、賃貸借期間は頭書記載のとおりとする。

2 この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲は、この契約の一部又は全部を解除することができる。

3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

（賃借料の支払）

第5条 乙は、「3. 賃借料」に記載する各会計年度の賃借料（年額）を、該当する年度の賃貸借期間開始月に甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該請求額を支払わなければならない。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃借料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第9号の規定により免除する。

（公租公課）

第7条 乙は、車両に対する公租公課及びその他一切の賦課金を負担するものとする。

（保守点検）

第8条 乙は、賃貸借期間において、車両について次の各号に掲げる点検等を行うものとする。

- （1） 道路運送車両法に基づく定期点検整備及び継続検査
- （2） 車両メーカーの指定する点検整備
- （3） 車両の正常使用中に発見された故障の修理
- （4） 消耗品及び油脂類の交換

2 前項に定める保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時など、これによりがたい場合は、あらかじめ乙に連絡して上で、他の工場で行うことができるものとする。

3 乙が、前条に定める保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に代車を提供しなければならない。

（甲が負担する費用）

第9条 甲は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- （1） 甲の故意又は重大な過失に起因する修理に要する費用
- （2） 甲が、乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

（保険）

第10条 乙は、賃貸借期間においては、物件について次の各号に掲げる自動車保険契約を締結しなければならない。

- （1） 自動車損害賠償責任保険
- （2） 対人賠償責任保険 1名につき無制限
- （3） 対物賠償責任保険 1事故につき無制限
- （4） 搭乗者傷害責任保険 1名につき1,000万円
- （5） 車両保険 全額保証（免責金額0円）

（契約の解除）

第11条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

（甲の解除権）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- （２） 暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （３） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（物件の返還）

第 13 条 この契約が終了し、又は前 2 条の規定により契約を解除した場合は、甲は、物件を速やかに乙に返還しなければならない。この場合、返還に要した費用は乙が負担するものとする。

（補足）

第 14 条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約書について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。